

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(保安林等の評価)</p> <p>3 上記 1 ((公益的機能別施業森林区域内の山林の評価))又は 2 ((公益的機能別施業森林区域内の立木の評価))に該当する山林又は立木が、森林法その他の法令の規定に基づき土地の利用又は立木の伐採について制限を受けている場合には、その山林又は立木の価額は、財産評価基本通達 50((保安林等の評価))又は 123((保安林等の立木の評価))によって評価した価額と上記 1 ((公益的機能別施業森林区域内の山林の評価))又は 2 ((公益的機能別施業森林区域内の立木の評価))によって評価した価額のいずれか低い金額により評価する。</p> <p>(注) この通達において使用する用語については、次の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「森林法第 11 条第 5 項」については、森林法第 12 条第 3 項において準用する場合又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成 8 年法律第 47 号)第 <u>9</u>条第 <u>3</u>項の規定により読み替えて適用される森林法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。</li> <li>2 「市町村の長」については、森林法第 19 条の規定の適用がある場合には、同条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいう。</li> <li>3 「森林経営計画」については、森林法第 16 条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 <u>9</u>条第 <u>4</u>項の規定による認定の取消しがあった森林経営計画を含まない。</li> <li>4 「森林経営計画が定められていた区域内」については、森林法第 11 条第 1 項に規定する森林経営計画の全部又は一部として定められる森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第 71 号)第 6 条第 1 項に規定する森林保健機能増進計画に係る区域内を含まない。</li> </ol>	<p>(保安林等の評価)</p> <p>3 上記 1 ((公益的機能別施業森林区域内の山林の評価))又は 2 ((公益的機能別施業森林区域内の立木の評価))に該当する山林又は立木が、森林法その他の法令の規定に基づき土地の利用又は立木の伐採について制限を受けている場合には、その山林又は立木の価額は、財産評価基本通達 50((保安林等の評価))又は 123((保安林等の立木の評価))によって評価した価額と上記 1 ((公益的機能別施業森林区域内の山林の評価))又は 2 ((公益的機能別施業森林区域内の立木の評価))によって評価した価額のいずれか低い金額により評価する。</p> <p>(注) この通達において使用する用語については、次の点に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「森林法第 11 条第 5 項」については、森林法第 12 条第 3 項において準用する場合又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成 8 年法律第 47 号)第 <u>10</u>条第 <u>2</u>項の規定により読み替えて適用される森林法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。</li> <li>2 「市町村の長」については、森林法第 19 条の規定の適用がある場合には、同条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいう。</li> <li>3 「森林経営計画」については、森林法第 16 条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 <u>10</u>条第 <u>3</u>項の規定による認定の取消しがあった森林経営計画を含まない。</li> <li>4 「森林経営計画が定められていた区域内」については、森林法第 11 条第 1 項に規定する森林経営計画の全部又は一部として定められる森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第 71 号)第 6 条第 1 項に規定する森林保健機能増進計画に係る区域内を含まない。</li> </ol>

改正後

改正前

(別表)

(別表)

森林の区分	割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>森林法施行規則第39条第1項に規定する水源涵養機能維持増進森林</li> <li>森林法施行規則第39条第2項に規定する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林（以下「水源涵養機能維持増進森林以外の森林」という。）のうち、森林法施行規則第39条第2項第1号に規定する複層林施業森林（同項第3号に規定する択伐複層林施業森林を除く。）及び標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林</li> </ul>	0.2
<ul style="list-style-type: none"> <li>水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち、森林法施行規則第39条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林及び同項第3号に規定する択伐複層林施業森林</li> </ul>	0.4

森林の区分	割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>森林法施行規則第13条第1項に規定する水源涵養機能維持増進森林</li> <li>森林法施行規則第13条第2項に規定する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林（以下「水源涵養機能維持増進森林以外の森林」という。）のうち、森林法施行規則第13条第2項第1号に規定する複層林施業森林（同項第3号に規定する択伐複層林施業森林を除く。）及び標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林</li> </ul>	0.2
<ul style="list-style-type: none"> <li>水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち、森林法施行規則第13条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林及び同項第3号に規定する択伐複層林施業森林</li> </ul>	0.4